

単位修得証明書（公認心理師）について

★ 「単位修得証明書（公認心理師）」を申請する場合の注意事項

- ① 公認心理師の受験申込時に必要となる「卒業証明書・科目履修証明書」、「修了証明書・科目履修証明書」の発行申請となります。しかし、これらの証明書を発行できる卒業生・修了生の方等は限られますので、以下をご確認いただき、ご不明な点等があれば「お問い合わせ先」までお問合せください。
- ② 「卒業証明書・科目履修証明書」、「修了証明書・科目履修証明書」の発行対象は以下のとおりです。

● 教育学部

平成 27 年度以前に以下コースまたは選修に入学し、資格取得に必要な所定の単位を修得して卒業後、公認心理師に対応したカリキュラムのある大学院に進学した方

- ・「初等教育教員養成課程 教育・心理・幼児教育コース」(平成 11 年度～平成 16 年度)
- ・「中等教育教員養成課程 実践学校教育コース」(平成 11 年度～平成 20 年度)
- ・「初等教育教員養成課程 学校臨床教育学・心理教育支援・幼児教育コース」(平成 17 年度～平成 20 年度)
- ・「初等教育教員養成課程 教育心理学選修」(平成 21 年度～平成 27 年度)

● 大学院教育学研究科

- ・修士課程

平成 14～20 年度に学校教育専攻（主に教育臨床心理学分野）、平成 21～27 年度に教育科学専攻教育臨床心理学コースに入学し、資格取得に必要な所定の単位を修得して修了した方

- ・教職大学院

平成 29 年度以前に教職実践専攻生徒指導・教育相談リーダーコースに入学し、資格取得に必要な所定の単位を修得して修了した方

- ③ 「単位修得証明書（公認心理師）」を申請されたものの、「卒業証明書・科目履修証明書」、「修了証明書・科目履修証明書」を発行できない場合（上記②に該当するとは認められなかった場合）は、その旨を通知する文書とともに、在学時の成績証明書【和文】を送付します。なお、この場合でも、単位修得証明書【和文】としての発行手数料がかかりますので、ご承知おきください。